

第71回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～ 作文コンテスト実施要綱

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第71回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う全国の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じ、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

よって、福岡県推進委員会においても、この趣旨にのっとり、本コンテストを実施します。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で29回目となります。

2 主 催

第71回“社会を明るくする運動” 福岡県推進委員会（福岡県教育委員会を含む）
福岡保護観察所

3 後 援（予定）

福岡市教育委員会	北九州市教育委員会
福岡県保護司会連合会	福岡県更生保護施設連盟
更生保護法人福岡県更生保護協会	福岡県更生保護女性連盟
福岡県BBS連盟	

4 応募規定

（1）資格

福岡県内の小学生及び中学生

（2）テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。

（3）原稿の枚数

400字詰め原稿用紙3～5枚程度

（4）応募先及び応募締切日

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会（保護司会）宛て
令和3年9月初旬（各地区推進委員会（保護司会）で定めた日）まで
詳しくは、各地区推進委員会へお問い合わせ下さい。

(5) 作品の応募に関する保護者の承諾

応募に当たっては、氏名、学校名、学年及び作品名及び作品内容が報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

(6) その他

応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限り、原則として原本かつ手書きのものとしします。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、これを十分に行います。

応募に当たっては、題名、学校名、学年、氏名を明記してください。

なお、応募規定に沿わない作品については、審査対象外となることがありますので御留意ください。

5 選 考

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会によって選考し、同福岡県推進委員会に推薦された作品（小学生の部・中学生の部各3作品以内）について、同委員会において下記の審査基準に基づき審査した上で、入賞作品を決定します。

また、入賞作品の中から各3作品以内を選考した上で、同中央推進委員会に推薦します。

(参考) “社会を明るくする運動”各推進委員会における審査基準

審査項目	視点
趣 旨	・「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪や非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。 ・日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。
内 容	・自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。 ・自分の体験や経験に基づいているか。 ・創造性、独創性があるか。 ・読み手の心に響くものがあるか。
表 現 形 式	・読み手を引きつけるような文章であるか。 ・読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか。）。 ・具体例が挙げられているか。 ・効果的で工夫された書き方をしているか。 ・用字、符号の使い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。

6 表彰（予定）

（1）最優秀賞

“社会を明るくする運動”

福岡県推進委員会委員長賞（県知事）賞 ～小学生・中学生各1点

（2）優秀賞

- | | |
|-----------------|-------------|
| ・西日本新聞社賞 | ～小学生・中学生各2点 |
| ・福岡県保護司会連合会長賞 | ～小学生・中学生各2点 |
| ・福岡県更生保護協会理事長賞 | ～小学生・中学生各2点 |
| ・福岡県更生保護女性連盟会長賞 | ～小学生・中学生各2点 |
| ・福岡保護観察所長賞 | ～小学生・中学生各2点 |

各賞については、更生保護法人福岡県更生保護協会が発行する機関紙「福岡更生保護」において発表します。

各賞の表彰式は、各地区保護司会が入賞者が通う学校の協力を得て、適宜の方法で行うものとします。

なお、入賞者には、表彰状、盾、図書カード等を贈呈します。

7 審査員（予定・下記団体代表者）

福岡県教育委員会
福岡県保護司会連合会
更生保護法人 福岡県更生保護協会
福岡県更生保護女性連盟
報道機関
福岡保護観察所

8 その他

- （1）応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- （2）応募作品は原則として返却しません。
- （3）最優秀賞作品、優秀賞作品については、報道機関、インターネット等による氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容の公表や、各推進委員会で作成する作文集に掲載する場合があります。また、作品の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

9 応募先及び本コンテストに関する照会先

応募先・照会先：別添「“社会を明るくする運動” 地区推進委員会事務局一覧」のとおり。

※最寄りの応募先等が不明の場合には、下記までお問い合わせください。

福岡県推進委員会事務局 〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番3号

福岡第2法務総合庁舎1階

福岡保護観察所処遇部門民間活動支援班内

TEL 092-761-6799

”社会を明るくする運動”地区推進委員会事務局一覧

管轄地域	事務局名	〒	所在地	電話番号
福岡市東区	東保護区保護司会	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目32-1	092-409-0241
福岡市博多区	博多保護区保護司会	812-0011	福岡市博多区博多駅前2丁目11-22 ライオンズマンションJOY博多202号	092-292-8174
福岡市中央区	中央保護区保護司会	810-0001	福岡市中央区天神1-10-1 市庁舎北別館5階 月・水・金13時～16時、火・木10時～16時	090-9562-3788
福岡市南区	南保護区保護司会	815-0042	福岡市南区若久1-20-14 若久会館内	092-512-2649
福岡市城南区	城南保護区保護司会	814-0142	福岡市城南区片江5丁目3-25 城南市民センター	092-871-9921
福岡市早良区	早良保護区保護司会	811-1102	福岡市早良区東入部5-5-15	092-803-1016
福岡市西区	西保護区保護司会	819-0025	福岡市西区石丸1-16-12 アベニュー井上Ⅱ103号室	092-894-4688
糸島市	糸島保護区保護司会	819-1119	糸島市前原2-2-1 糸島市人権センター内3階	092-323-1755
春日市、太宰府市、大野城市、筑紫野市、那珂川市	筑紫保護区保護司会	816-0846	春日市下白水南4丁目35番地 淨運寺内	092-589-3180
朝倉市、筑前町、東峰村	朝倉保護区保護司会	838-0068	朝倉市甘木1373-2 朝倉市甘木総合隣保館内	0946-21-0191
古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	糟屋保護区保護司会	811-2301	糟屋郡粕屋町大字上大隈55-1 糟屋郡自治会館内	092-938-4331
宗像市、福津市	宗像保護区保護司会	811-3436	宗像市東郷2丁目1番43号 201号室	0940-72-1931
中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	遠賀保護区保護司会	807-0022	遠賀郡水巻町頃末北1-10-17	093-201-2144
北九州市八幡東区 北九州市八幡西区	八幡保護区保護司会	806-0022	北九州市八幡西区藤田2丁目7-31(藤田ビル1階)	093-280-8285
北九州市若松区	若松保護区保護司会	808-0053	北九州市若松区修多羅2-4-6-201	093-771-3482
北九州市戸畑区	戸畑保護区保護司会	804-0081	北九州市戸畑区千防1-12-24	093-871-3593
北九州市小倉北区	小倉北保護区保護司会	803-0816	北九州市小倉北区金田1-10-7	093-571-0819
北九州市小倉南区	小倉南保護区保護司会	802-0816	北九州市小倉南区若園5丁目1-5 小倉南生涯学習センター1F	093-951-7461
北九州市門司区	門司保護区保護司会	801-0833	北九州市門司区清滝3-5-5 門司区役所別館内2F	093-331-1769
行橋市、荏田町、みやこ町	京都保護区保護司会	824-0032	行橋市南大橋3丁目15-18 (サポートセンター所在地)	0930-25-1200
豊前市、吉富町、上毛町、築上町	豊前保護区保護司会	828-0061	豊前市大字荒堀523番地1	0979-64-6622
田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、素村	田川保護区保護司会	825-0013	田川市中央町4-22	0947-42-0509
直方市、宮若市、小竹町、鞍手町	直方保護区保護司会	822-0026	直方市津田町7-20 直方市健康福祉課別館1階	0949-23-9393
飯塚市、嘉麻市、桂川町	飯塚保護区保護司会	820-0011	飯塚市柏の森956-4	0948-24-7273
久留米市、小郡市、大刀洗町	久留米保護区保護司会	830-0023	久留米市中央町21-29	0942-35-6623
うきは市	うきは保護区保護司会	839-1321	うきは市吉井町347-1 うきは市総合福祉センター2階 月・水・金 10時～16時 (祝日・正月を除く)	0943-76-9916
大川市、大木町	大川保護区保護司会	831-0016	大川市大字酒見221-11 大川市文化センター (月・水・金 10:00～16:00)	0944-88-8433
柳川市、みやま市	柳川保護区保護司会	832-0828	柳川市三橋町正行471番地 (月～金10:00～16:00)	0944-72-5688
大牟田市	大牟田保護区保護司会	836-0851	大牟田市荏荏町1-1-1 大牟田市労働福祉会館2F	0944-52-8329
八女市、筑後市、広川町	八女保護区保護司会	834-0006	八女市吉田425番地 児童センター 2F	0943-22-3522